



テミス通信

第 67 号 / 2024年1月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



六甲八幡神社 手水舎

新年のご挨拶を申し上げます。

皆さま、お正月はいかがお過ごしでしたでしょうか。

元旦に、マグニチュード7.6という巨大地震が石川県能登半島に起こりました。

ご親族、ご友人など、皆さまご無事でしたでしょうか。

一気に、東日本大震災、更にさかのぼって阪神・淡路大震災当時のことが蘇りました。

テレビの画面には、床に直接座る姿、プライバシーが保たれていない体育館が映ります。

中でも、ご高齢の方が寒空に立ち尽くす姿は、気の毒でなりません。

一日も早く道路が復旧して、物心両面の支援が届きますように。

私たちも、できることを見つけたいと思います。

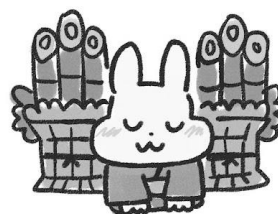
今年最初のテミス通信 第67号をお届けします。(佐井恵子)

令和6年4月1日より「相続登記義務化」がスタートします

- ・不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記を申請する義務。
- ・施行日前の相続でも、未登記であれば義務化の対象(3年間の猶予期間あり)となる。
- ・「正当な理由」がないのに申請を怠ったときは、10万円以下の過料の適用対象に。

お早目にご相談ください。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



代表取締役の住所非表示化に向けて法改正の動き

代表取締役の自宅住所は公開されている

会社を証明する「登記簿」は登記所で誰でも取得・閲覧ができ、最近では法務省の「登記情報提供サービス」が整備されているので利用者登録の上、手数料を支払えばインターネット上でも登記簿をすぐに確認することができるようになっています。

この登記簿は会社の「商号」「本店」「事業目的」「資本金」「代表取締役の住所・氏名」等が記載されており、会社の実在を証明することで様々な取引の安全と、円滑な取引を守っています。

しかし「代表取締役の住所」については、表示するべきかどうかについて様々な議論がありました。令和4年9月からDV被害者、ストーカー被害者、児童虐待を受けた方に限定し、公的な証明書で被害が認定されていることを条件として代表取締役の住所を非表示にすることが認められましたが、あくまで例外的な対応にとどまっていました。



今回の改正（令和6年6月3日施行予定：1月25日までパブリックコメント募集中）では、原則として住所は表示されるものの、希望者については住所の非表示*を認めるという、今までの方針を転換する省令案となっています。

*「非表示」の取り扱いは住所の全ては表示されませんが、行政区画は表示するとされています。

例えば、大阪市北区西天満に在住の代表取締役は「大阪市」までは表示されることになります。

プライバシー保護意識の高まりから、希望することで住所を非表示にできるのであれば住所の非表示を望む方が多いのではないのでしょうか。

どうして代表取締役の住所は公表されるのか

一方で、取引の安全を守るという面では住所非表示には問題があり、なかなか法律改正に踏み切れない事情がありました。その事情としては、悪質商法をする企業から被害を受けた消費者等が会社を訴えられるように、会社の責任者である代表取締役の住所を公開すべきだという点です。これは、会社に民事訴訟を起こす場合は本店の住所、届かない場合は代表者の住所に訴状を送ると法律で定められているからです。

そこで法務省は、取引の安全が損なわれないことが資料から確認できた場合は、希望する代表取締役の住所非表示に応じるとしています。



具体的には、次の資料を用意して登記所で手続きをすることになります。

(1) 会社の本店が間違いなくそこに存在することを証明する書類

*会社宛の配達証明郵便で送付された証明書を提出する方法と司法書士が本店の実在を確認し報告書を提出する2つの方法があります。

(2) 非表示とする代表取締役の氏名住所を証明する書類(住民票など)

(3) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、会社の実質的支配者を証明する書類

なお、上場会社は、金融商品取引法により会社の実在が担保されているので、上記添付書類の提供がなくても、上場会社であることを証明すれば代表取締役の住所を非表示にできます。

この制度を利用した場合には、登記簿から代表取締役の住所が分からないため金融機関等で取引を行う際に代表取締役の本人確認を厳しくされることで、提出書類が増える等のデメリットは十分想定されますので留意が必要です。

この希望申出は、会社設立、法務局管轄外への本店移転、代表取締役の就任登記、住所変更登記等の限られた場面で認められます。住居非表示の希望がある方はお申し出ください。

(山添健志)



ご近所探訪 ～ウメダ*アイスリンクつるんつるん・編～

JR大阪駅から徒歩1分、グランフロント大阪の敷地内、うめきた広場に小さなスケートリンクがあるのをご存じでしょうか。大阪駅付近を通らない方にこのスケートリンクのことを話すと「そんなところにスケートリンクがあるの?」



と驚かれます。広さは約540平方メートル、表面に張られた氷の厚さは約10センチで24時間管理されています。滑るのも見るのも夜がおすすめで、周囲の高層ビルの明かりのほか、イルミネーションに彩られたリングはとても綺麗です。

午後8時30分、スケート場の営業が終わると、美しく優しい雰囲気音楽とともに、氷上にプロジェクションマッピングが映し出されます。ビルの明かりとの相性も重なり、神秘的なスケートリンクに変貌します。都会の夜に彩られたスケートリンクは幻想的で感動を与えてくれます。2月25日までオープンしていますので、お近くを通る方は是非ご覧ください。



ライフプラン作成のすすめ

「家族がいるから心配ない。家族は自分のことをよく分かってくれている。」と思うこともありますが、一方では、「子どもは親のあれこれを知らないもの、関心を持たないもの。」というのが現実のようにも思います。

最後まで元気で、自分のことは自分で決めることができれば良いのですが、将来のことばかりは分かりません。家族のいる方も、単身の方も、シニアとなった時には、その先の万が一のために、自分の来歴や暮らし方の希望をライフプランという書面にしておくことが自身を助け、周りから感謝されることでしょう。

ライフプランを作ってみませんか

私どもは、判断能力が心配になった方を金銭管理や身上監護を通じてサポートする成年後見人の仕事に就いています。ご本人が元気な頃からのお付き合いではなく、既に後見人が必要となった以後の関係ですので、お金の使い方や病院の選択などにあたり、情報が無いために苦勞したり、難しい判断を迫られる場面があります。その経験から、ご本人が十分に検討出来る間に、万が一の将来のために、予め後見人として誰に、何を代わって行ってもらうかを自分で決めておく任意後見契約を結んでおくことが、ご自身の希望する老後を約束してくれるものと考えています。ここでは、任意後見契約の有用性をお伝えすることはしませんが、私が任意後見契約を結ぶときに、ご本人から暮らし方の考えや希望、趣味など日常生活全般にわたって聞き取り、ライフプランとして作成するものは、ご家族のサポートに期待するという方についても利用でき、お役に立つはず！！と思い、その中のいくつかを紹介させていただきます。

からだに関すること

病歴、手術歴は大切です。どこの診療所で、どのような治療を受けていたか。どこの病院で、どのような手術を受けたか。それはいつ頃か。輸血の有無など。若い頃ですと、ご本人にしか分かりません。以前、整形外科手術で体に入れた人工物がどういった物質であるのか、いつ頃の手術かをカルテで確認してもらい、ようやく受け入れてもらえたという経験があります。手術を受けた病院を探し出すのに、大変苦勞しました。

また、インフルエンザの予防接種は一般的ですが、高熱を出して苦しい目にあったので望まないという方もいらっしゃいます。



お金に関すること

人にお金を貸している場合は、契約書の有無、無ければ相手の名前と金額、貸した日付、返済期等を残しておきます。これに加えて、万が一、返済が滞ったときにどうして欲しいかについても記しておきます。人からお金を借入れしている場合も同様です。

特定の施設に寄付をしている場合、どのような思いで、いくら寄付をしたかを記しておきます。

供養に関すること

既に永代供養をお願いしている場合は、その宗教法人名や所在、納めた供養料など記しておきます。また、今現在、先祖の供養として、お布施をいつ、いくら納めているのか、いつまで続けるのか、考えを記しておきます。

趣味や楽しみに関すること

旅行や温泉が楽しみという方がいらっしゃいます。体が不自由になったとしても、経済的にゆとりがあれば、今では様々なサービスを利用して旅行を楽しむことができます。あるいは、子どもや孫と一緒に家族旅行も楽しいですね。その時に、旅費をどう負担するのか。各自が支払うのか、全額、本人が負担するのか。いくらか子らが分担するのか。今までは、本人が負担していたけれど、これからも継続するのか。

ご家族によって、あるいは子どもひとりひとり、考え方は一つではないと思いますが、それをどう話し合うのか、もやもやしますね。予め、親が考えを示しておけば、子どもたちも悩まなくてすむのではないのでしょうか。

なお、実際のライフプランには、この他に金融機関との取引に関する事項や財産の管理・保存・処分や変更に関する事項、孫への学費援助など扶養義務のない方への贈与に関する事項、本人が相続人となる場面が想定できる場合の相続に対する方針、保険契約に関する事項等も含まれます。ライフプランだけでも作成したい方、相談に乗って欲しいという方も、お気軽にお声かけください。

(佐井恵子)



スタッフ紹介・拡大版 ～好きなおせち～

最近のおせち料理はバラエティ豊かで、洋風、中華、スイーツまであるそうです。



ポピュラーなところでは黒豆。いくらでも食べられます。そして地方色ということでは、京都の「龍飛巻(りゅうひまき)」。干支に

ちなんだ訳ではありませんが、生姜を、酢でしめた白身魚と昆布で巻いたもので切り口がラーメン鉢の縁模様に似ています。

(司法書士 佐井恵子)



筑前煮は縁起物として「家族が仲良く暮らせますように」という意味があるそうです。また、福岡県の郷土料理で「がめ煮」とも呼ばれるそうです。昔は鶏肉の代わりにスッポン(亀)を使っていたという謂われがあるようです。(司法書士 山添健志)



酢蓮を中学の家庭科実習で習って以来、ちよくちよく作っていました。お煮染めがさほど好きではないので箸休め的に…。柚子の香りが新鮮です。そして「好きでない」ばかりで恐縮ですが、伊達巻よりも、だし巻き玉子派です。

(事務局 佐井陽子)



故郷の山口県には有名な老舗かまぼこ店があり、独特の堅めの食感が特徴で、関西に出てきた今もかまぼここといったらあの味です。少々高級品なので毎年とはいきませんが、時にはお取り寄せしてお重に詰め故郷に思いを馳せるのも年末の楽しみとなっています。(事務局 池田裕実子)

伝統的な食べ物ではかずのこ。普段あまり食べない食材なので正月に食べるとより正月感を味わえるので毎年必ず食べてます。八幡巻きはごぼうをメインに何で巻くかは地域によってさまざまなのですが、私は牛肉で巻いたものが好きです。(事務局 T. M)

セミナーのご報告

昨年12月11日(月)に、大阪行政書士会の会員向け研修で講義を行いました。いただいたお題は、「おひとり様の遺言、任意後見、死後事務契約」。確かに、単身者も既婚者も最後はおひとり様と思えば、幅広い方々を対象とするテーマです。60名の行政書士の方々の前で、遺言においては、司法書士の立場から、登記をする上で留意いただきたいこと、工夫のできることを重点的に、法定後見ではできないことが可能となる任意後見契約や死後事務委任契約については、今までの経験をまじえながら話させていただきました。

熱心に受講していただき感謝しています。ありがとうございました。

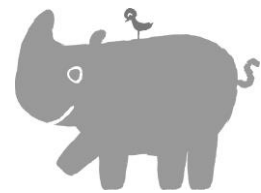
(佐井恵子)



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。金坂光夫様、西田誠太郎様、株式会社神田育種農場 神田稔様、北谷昇子様、株式会社裕スカイ様、言の葉かのん 川邊暁美様、森田壽子様
ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・今年の干支「辰」は実在の動物ではありませんが、私たちの身近なところに存在していました。中には、九頭龍が並んでいるところもあるようです。寺社の手水舎のあたりを注目ください。
- ・今回のスタッフ紹介テーマは、「好きなおせち」。それにしても、伝統的なおせちには、こじ付けあるいはダジャレの類の何と多いことでしょう。「マメに働く」「子孫繁栄」「見通しがよい」「芽が出る」「喜ぶ」「長生きできるよう」。昔も今も、望むことはそう変わりませんね。
- ・音楽家中田喜直さんをご存知でしょうか。あの「夏の思い出」や「雪の降る町を」の作曲家です。生誕100年ということで、最初、ピアニストを目指した中田さんは、手が小さかったために断念し、作曲家となったことや、後にサイズを小さくしたピアノを考案し、「ピアノとはそういうもの、手が小さくても仕方がない。」と、切り捨ててしまうのではなく、少数者に向き合うことの重要性を説いた人であったことを知りました。「仕方がない。」で、済ませてはいけません。沖縄の辺野古基地埋め立て問題も、選択的夫婦別姓も同じこと!!と、勝手に共感しています。
- ・秋に新しく事務局を迎えました。より丁寧に、質の高いサービスを心がけますので、今後とも、よろしく
お願いいたします。



(佐井恵子)

※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。
ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール saikeiko@sai-shihou.jp
(変更しました。)

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>